

令和8年度 10月期区長会報告（議事要旨（質疑応答））

日 時	10月8日（木） 15:00～15:50
場 所	古賀市役所第2庁舎5階501・502・503会議室
参加者	行政区長43名（今在家区代理出席含む） 市長、まちづくり推進課長、まちづくり推進課地域振興係長、まちづくり推進課地域振 係業務主査、まちづくり推進課地域振興係主幹
欠席者	今在家区長（代理出席有）、古賀東区長、北花見区長
<p>1. 会長挨拶</p> <p>2. 市長挨拶</p> <p>3. 報告事項</p> <p>① 令和8年度赤い羽根共同募金における戸別募金の協力願いについて／古賀市社会福祉協議会 10/1からの共同募金開始にあたり、協力依頼内容を説明するとともに、ご意見を頂ければと思いま す。</p> <p>【質疑事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募金の預かりから提出まで、具体的にどのような流れを想定しているか。 ➡組費・区費からまとめて募金いただく自治会や、組長が各世帯を訪問して募金をお預かりする自治会 など各自治会によって様々な手法により募金いただいていると認識している。 ・12月11日の提出期限は必須か。 ➡12月11日は第一締切であり、必須ではない。最終締切は1月6日を予定している。ただしこの期限を 過ぎても来年度の募金実績として受付は可能。 ・前年度実績が目標額を下回っている中、戸別募金の目標額を増額した理由は何か。 ➡地域福祉活動に必要な経費から募金の目標額を設定し、法人募金や街頭募金などの目標額を差し引い た残額を戸別募金の目標額としている。また、戸別募金以外は、原則として前年度実績×1.05を目標額 としている。法人募金、街頭募金は活動が減少している状況にあり戸別募金の目標額が上昇している。 戸別募金の目標額に達しない場合は、社会福祉協議会への寄付金や介護保険事業からの補填などにより、 活動に支障が出ないよう対応している。 <p>集まった募金は、一旦県に送金し、福岡県全体の地域福祉活動や災害ボランティア関係費用などが差し 引かれ、約73%が市に還元される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道共同募金会の不正事案の被害額はいくらか。 ➡報道されている金額は、おおむね2億円である。ただし、現在も調査中であり、金額が変わる可能性 がある。 ・戸別募金用の封筒は、各自治会で用意するのか。 ➡現在は一律に配布していないが、必要であれば社会福祉協議会で準備できるので個別にご連絡いた だきたい。 ・回覧ルートが多い場合、赤い羽根などの資材はどのように配布すればよいか。 ➡地域によっては回覧板で配布することが難しい状況もあると想定されるため、自治会の判断で活用い 	

ただきたいと考えている。赤い羽根は世帯数分を準備している。

② 古賀市長選挙に伴う個人演説会としての施設(類似公民館等)の使用日予定表の提出ならびに使用について(依頼)／総務課

【質疑事項】

- ・ 指定一覧に掲載されていない施設も予定表を提出する必要があるか。
- ➡ 提出する必要はない。指定一覧に掲載されている施設のみが対象となる。
- ・ 11月24日から28日までの全日程を記載する必要があるか。
- ➡ 当該期間について、現時点で分かっている施設の利用予定を記載いただきたい。
- ・ 公民館を個人演説会場に指定したのは誰か。
- ➡ 個人演説会で施設を使用できることは公職選挙法で定められており、市が対象施設を指定している。
- ・ 予定表の提出後に別の予約が入った場合はどうするのか。
- ➡ 候補者から利用の届け出があった際に、改めて施設へ連絡し、その時点の空き状況を確認する。
- ・ 開館時間欄には何を記載するのか。
- ➡ 各施設の通常の開館時間を記載いただきたい。
- ・ 個人演説会の際は、全館を空ける必要があるか。
- ➡ 全館を空ける必要があるかは確認する。使用を想定するホールなどの空き状況を記載いただきたい。
- ・ 昼間に使用される可能性もあるのか。
- ➡ 夜間に限らず、施設の開館時間内であれば昼間に使用される可能性もある。
- ・ 既存の地域利用やサークル活動と重なった場合、どちらを優先するのか。
- ➡ 既に入っている地域利用やサークルの予約を優先し、その時間帯は利用不可として記載いただきたい。
- ・ 個人演説会の予約が確定した後は、どちらを優先するのか。
- ➡ 個人演説会の予約確定後は、個人演説会の予約を優先いただきたい。
- ・ 施設使用料は市へ請求できるのか。
- ➡ 請求できる。利用後に市から書類を送付するため、利用状況と請求額を記載いただきたい。

③ つながりひろば主催：「知っとく」のご案内について／まちづくり推進課（つながりひろば）

- ・ 広報紙やホームページなどで周知するのか。
- ➡ 市公式LINEで配信するほか、当月下旬発行の広報紙にも掲載する予定である。

○行政区及び地域への文書配布日

＜回覧・ポスター等＞

定例区長会にて配布します。

＜広報等＞

毎月20日頃から月末にかけて事業者が各戸配布します。

○次回 区長会

日時：令和8年11月9日（月）15：00～

場所：市役所 第2庁舎 501・502・503会議室